

税の申告受付が始まります

市民税と道民税の申告

申告会場と受付日時

- コミュニティプラザ2階会議室B(有明町南1)
- 2月16日(水)から28日(月) 午前9時30分から午後4時
- 市役所本庁税務課市民税係
- 3月1日(火)から15日(火) 午前9時から午後5時

申告が必要な方

平成23年1月1日現在、市内に住所があり、平成22年中に給与、年金、家賃等の収入があった方(公的年金収入のみの場合、65歳未満は102万円、65歳以上は152万円をそれぞれ超える方が、申告の対象となります)
非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で次に該当する方

- 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
- 市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
- ◇ただし、次の方は申告の必要がありません
- 所得税の確定申告を行う方
- 1か所からの給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が市に提出される方(医療費や社会保険料、扶養などの所得控除を追加で受けよつとする場合には申告が必要です)

- 申告がない場合は、所得・課税証明書を発行できないことや、国民健康保険料、介護保険料などの軽減が受けられないことがあります。
- コミュニティプラザの申告期間中は、市役所本庁で申告を受け付けません。
- コミュニティ西駐車場は、30分を超える駐車は有料です。公共交通機関をご利用ください。
- 高齢や障がいのある方で、期間中、申告会場に来ることが困難な方は、お問い合わせください。

問合せ 市税務課市民税係

税金が戻る還付申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付時間 午前9時から午後5時

確定申告をする必要のない方で、還付申告をする
と源泉徴収された所得税が戻ることがあります。
ローンにより住宅を取得した場合
医療費を一定額以上支払った場合
年の途中で退職し、再就職していない方など
問合せ 岩見沢税務署 ☎22局0810
自動音声案内に従い、希望の番号を選択すると担当
につながります。

税理士会による 還付申告の無料相談

日時 2月19日(土) 午前10時から午後3時
会場 まなみ(1西4)
対象 給与所得者、年金受給者等で医療費控除や
住宅借入金等特別控除などの還付申告を
する方や年末調整をしていない方
問合せ 北海道税理士会岩見沢支部
(5東2 税理士法人TACS内)
☎22局5050

申告に必要な物

- 印鑑
- 給与や年金などの源泉徴収票(原本)
- 収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)
- 各種控除の証明書(医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など)
- 振込先口座番号(還付申告の場合)

申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。

【要介護認定者の控除】

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険法の要介護認定者で、当該年度の12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。
要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市高齢・介護室介護保険係

所得税の確定申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付日時 2月16日(水)から3月15日(火)
午前9時から午後5時

申告が必要な方

事業をしている方や不動産収入のある方
一定の金額を超える公的年金、満期保険金等のある方
給与所得者で次に該当する方

- 給与の年間収入が2千万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 給与所得以外の所得が20万円を超える方

◇このほかにも申告が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

申告は自分で書いてお早めに!!

- 申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成して、税務署の窓口や送付により早めに提出しましょう。
- 申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

問合せ 岩見沢税務署 ☎22局0810
自動音声案内に従い、希望の番号を選択すると担当につながります。

贈与税、個人事業者の 消費税・地方消費税の申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付時間 午前9時～午後5時
【贈与税の申告】
申告期限 3月15日(火)
【個人事業者の消費税・地方消費税の申告】
申告期限 3月31日(木)
《いずれも》
問合せ 岩見沢税務署
☎22局0810

自動音声案内に従い、希望の番号を選択すると担当につながります。

個人事業税の申告

申告会場 空知総合振興局課税課(8西5)
受付時間 午前9時～午後5時
申告が必要な方
個人で事業をしている方
所得税の確定申告を行う方は、申告の必要がありません。
ただし、年の途中で事業を廃止したときなどは、廃止の日から1か月以内に申告が必要です。
申告期限 3月15日(火)
問合せ 空知総合振興局課税課事業税係 ☎20局0050

かんたん便利な
e-Taxを利用してください

自宅のパソコンから申告などの
手続きが簡単にできます。



- ホームページからかんたん申告
- 最高5,000円の税額控除(一度控除を受けた方は除く)
- 領収書等の添付書類が提出不要
- 還付金の振り込みが早い